

■追加説明書のまとめ方のイメージ (正副2部提出)

※ここでは、最大限必要な形を示しています。変更箇所が容易に説明できるのであれば、適宜省略や統一されてもかまいません。(ex.3-1、6-1、8-2 は統一した資料1部を用意されれば結構です。)

■自主変更分対応 (適判申請後に誤記等軽微な変更があった場合に限りです。)

■建築確認分指摘対応 (適判申請後に指摘があった場合に限りです。)

■構造適判分指摘対応

